

居宅介護支援における特定事業所加算に係る留意事項について

はじめに

○本資料は、指定居宅介護支援の特定事業所加算に係る要件について説明するものです。

○特定事業所加算を算定する事業所は、届出後も常に要件を満たしている必要があり、要件を満たさなくなった場合は、速やかに廃止の届出を行い、要件を満たさないことが明らかとなった月から加算の算定はできない取扱いとなっています。(21.4.17 介護保険最新情報 vol.79 平成21年4月改定関係Q&A(vol.2) / 問30) **1つでも要件を満たさないことが判明した場合は、その時点で変更届を提出し、要件を満たさないまま加算を算定することがないようにしてください。**

○ 趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。

○ 基本的取扱方針

特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）又は（A）の対象となる事業所については、

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となる。

本制度については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、上記に掲げる趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。

本資料は、以下の告示および通知等に基づいて作成しました。

- ◆ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- ◆ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）
- ◆ 厚生労働省ホームページ「介護サービス関係Q&A集」

目次

はじめに	1
1. 人材要件	3
特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について（通知）（令和 2年7月31日豊福政第1222号）	4
2. 定期的な会議.....	7
3. 24時間連絡体制の確保	7
4. 利用者の状況.....	8
5. 計画的な研修の実施	9
6. 地域包括支援センターから紹介された困難事例の受け入れ	10
7. 高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会等への参加.....	11
8. 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	11
9. 指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数.....	12
10. 介護支援専門員実務研修における科目への協力又は協力体制の確保	12
11. 他法人と共同で事例検討会、研修会等の実施.....	13
12. 包括的に日常生活を支援する居宅サービス計画の作成.....	14
13. 基準の遵守状況に関する所定の記録の作成	14



1. 人材要件

特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（A）の各種別により、規定数以上の「主任介護支援専門員」・「介護支援専門員」を配置する必要があります。

☆特定事業所加算（Ⅰ）

- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる**常勤**の**主任介護支援専門員**を **2名以上配置**
- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる**常勤**の**介護支援専門員**を **3名以上配置**

主なポイント

○常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名置く必要があること。

⇒ 少なくとも主任介護支援専門員2名及び介護支援専門員3名の合計5名を常勤かつ専従で配置する必要があります。

☆特定事業所加算（Ⅱ）

- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる**常勤**の**主任介護支援専門員**を **1名以上配置**
- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる**常勤**の**介護支援専門員**を **3名以上配置**

主なポイント

○常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名置く必要があること。

⇒ 少なくとも主任介護支援専門員1名及び介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で配置する必要があります。

☆特定事業所加算（Ⅲ）

- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる**常勤**の**主任介護支援専門員**を **1名以上配置**
- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる**常勤**の**介護支援専門員**を **2名以上配置**

主なポイント

○常勤かつ専従の介護支援専門員2名とは別に、常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名置く必要があること。

⇒ 少なくとも主任介護支援専門員1名及び介護支援専門員2名の合計3名を常勤かつ専従で配置する必要があります。

☆特定事業所加算（A）

- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる**常勤の主任介護支援専門員**を **1名以上**配置
- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる**常勤の介護支援専門員**を **1名以上**配置
- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を**常勤換算方法で** **1以上**配置

主なポイント

○常勤かつ専従の介護支援専門員1名及び常勤換算方法で1以上となる介護支援専門員とは別に、常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名置く必要があること。

⇒ 少なくとも常勤かつ専従の主任介護支援専門員1名と、常勤かつ専従の介護支援専門員1名の合計2名及び常勤換算方法で1以上となる専従の介護支援専門員を配置する必要があります。

※なお、常勤換算方法で1以上となる**専従の介護支援専門員**は、他の居宅介護支援事業所の職務と**兼務をしても差し支えありません**。ただし、事業所が、他の居宅介護支援事業所と連携している場合は、職務の兼務は**連携をしている事業所に限ります**。

算定の根拠となる記録（例）

- 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表）
- 従業者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム、出勤簿）
- 資格要件に合致していることがわかるもの（例：主任介護支援専門員研修修了証書、介護支援専門員証の写し）

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について（通知）
（令和2年7月31日豊福政第1222号）

1. 特定事業所加算の算定に係る人員配置要件

（ア）特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる**常勤の介護支援専門員**」に、**管理者を兼務する介護支援専門員**は含まれません。

（イ）特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる**常勤の主任介護支援専門員**」に、**管理者を兼務する主任介護支援専門員**は含まれます。

（ウ）特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる**常勤の介護支援専門員**」に、**管理者を兼務する主任介護支援専門員**は含むことが可能です。ただし、この場合以下の点に留意してください。

○常勤かつ専従の主任介護支援専門員と重複して人数に数えることはできません。

2. 特定事業所加算の算定が認められない場合の例示

以下に、特定事業所加算の算定が認められない場合について、具体的な例を用いてお示します。あくまで一例ですので、ご参考のうえ、各事業所の実情に照らし合わせてご確認ください。

① 特定事業所加算Ⅱの算定が認められない場合

<特定事業所加算Ⅱの算定に係る人員配置要件>

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）八十四

イ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。

ロ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

<特定事業所加算Ⅱの算定が認められない人員配置>

常勤職員1 管理者兼介護支援専門員

常勤職員2 介護支援専門員

常勤職員3 介護支援専門員

常勤職員4 主任介護支援専門員

非常勤職員1 介護支援専門員

前項の1.（ア）より、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員は2名となり、特定事業所加算Ⅱの算定は認められません。

※同様の人員配置の場合、特定事業所加算Ⅲの算定は可能となります。

※前項の1.（イ）より、常勤職員4を管理者兼主任介護支援専門員に、常勤職員1を介護支援専門員に変更することで、特定事業所加算Ⅱの算定が可能です。

②特定事業所加算Ⅲの算定が認められない場合

<特定事業所加算Ⅲの算定に係る人員配置要件>

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）八十四

ロ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

ハ（3）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

<特定事業所加算Ⅲの算定が認められない人員配置>

常勤職員1 管理者兼介護支援専門員

常勤職員2 介護支援専門員

常勤職員3 主任介護支援専門員

1項の1.（ア）より、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員は1名となり、特定事業所加算Ⅲの算定は認められません。

※1項の1.（イ）より、常勤職員3を管理者兼主任介護支援専門員に、常勤職員1を介護支援専門員に変更することで、特定事業所加算Ⅲの算定が可能です。

※1項1.（ウ）より、常勤職員1が管理者兼主任介護支援専門員であった場合、常勤職員1もしくは常勤職員3のどちらか一方を、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員に含むことができ、特定事業所加算Ⅲの算定が可能です。

2. 定期的な会議

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。

- 「定期的」とは、おおむね週1回以上です。
- 会議の議題については、少なくとも次のような議事を含めてください。
 - (1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
 - (2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
 - (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
 - (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度
 - (5) ケアマネジメントに関する技術
 - (6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
 - (7) その他必要な事項
- 議事については、記録を作成し、2年間保存してください。

主なポイント

- 欠席者には、議事録の回覧等で内容の共有を図ってください。
- テレビ電話装置等を活用し、会議を開催することもできます。

算定の根拠となる記録（例）

- 会議の議事録（開催日時、出席者、欠席者、議事項目、検討内容等）

3. 24時間連絡体制の確保

24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

主なポイント

- 24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制です。
- 当該事業所の介護支援専門員の輪番制による対応等も可能です。
- 特定事業所加算（A）の場合、携帯電話等の転送による対応も可能ですが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、秘密保持等に関する基準の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得てください。

算定の根拠となる記録（例）

- 具体的な体制を示した書類（24時間連絡可能な電話番号・担当者、輪番制の場合は輪番表等）
- 連携事業所の利用者又はその家族にも、特定事業所加算の内容を説明し、同意を得たことが確認できる書類

4. 利用者の状況

特定事業所加算（I）の場合、算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。毎月、その割合を確認し、記録してください。

主なポイント

- 特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされています。こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れなければなりません。
- 「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」（PI0 6. 参照）に該当するケースについては、40%要件の枠外として取り扱うことが可能です（すなわち、当該ケースについては、要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能）。

算定の根拠となる記録（例）

- 毎月の利用者状況（総利用者数、要介護3、要介護4、要介護5の利用者の割合等）

5. 計画的な研修の実施

当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。

特定事業所加算の算定にかかわらず、すべての指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないことが運営基準で定められています。

当該運営基準に係る研修※に加えて、特定事業所加算を算定している事業所は、介護支援専門員ごとに「特定事業所加算に係る個別具体的な研修」の計画を作成し、実施する必要があります。

主なポイント

- 計画を策定する時期について
 - ・毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めてください。
 - ・年度途中で加算取得の届出をする場合には、届出を行うまでに計画を策定してください。
- 計画の内容について（以下の項目を含めること）
 - ・個別具体的な研修の目標（達成状況の確認の観点から、明確かつ客観的に評価できる目標を設定してください。）
 - ・内容（各介護支援専門員の技能や経験に応じて設定してください。）
 - ・研修期間
 - ・実施時期等
- 管理者は、研修目標の達成状況について、適宜確認し、必要に応じて改善措置を講じてください。
- 特定事業所加算(A)を算定する事業所は、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能です。

算定の根拠となる記録（例）

- 個別研修計画
- 研修実施記録（受講日、受講内容、受講場所、受講感想、使用した資料等）

※（参考）運営基準に係る研修

- 業務継続計画
- 感染症の予防及びまん延の防止
- 高齢者虐待防止

「勤務体制の確保等」の項目では「介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない」と規定されています。豊中市では「豊中市介護保険事業者等指導実施方針」における重点指導事項を踏まえ、次の内容についても研修を実施するよう求めています。

- 身体的拘束等の原則禁止
- 苦情処理
- 事故発生時の対応

6. 地域包括支援センターから紹介された困難事例の受け入れ

地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

主なポイント

- 特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければなりません。
- 支援が困難な利用者の紹介があった場合に備えて、当該利用者を受け入れできる体制を整備してください。

算定の根拠となる記録（例）

- 困難事例を受け入れた際の経緯、対応についての記録等

7. 高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会等への参加

家族に対する介護等を日常的に行っている児童（ヤングケアラー）や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。

主なポイント

- 多様化、複雑化する課題に対応するために、介護保険以外の制度等を活用した支援が必要な利用者又はその家族がいた場合に、介護支援専門員が関係制度や関係機関に適切につなげられるよう必要な知識等を修得してください。
- 対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられますが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するものであれば差し支えありません。
- 自ら主催となって実施した場合や、「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施」した場合（P13 11. 参照）も含まれます。

算定の根拠となる記録（例）

- 研修、事例検討会等参加報告書
- 使用した資料等

8. 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。

主なポイント

- 特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があります。

算定の根拠となる記録（例）

- 居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート

9. 指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数

指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり45名未満であること。

ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満であること。

主なポイント

- 取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員1名当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であれば差し支えありません。ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないように配慮してください。

算定の根拠となる記録 (例)

- 取り扱う利用者数が確認できる書類
(国民健康保険団体連合会に提出の介護給付費請求書)

10. 介護支援専門員実務研修における科目への協力又は協力体制の確保

介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。

協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいいます。

主なポイント

- 当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにしてください。
- 特定事業所加算(A)を算定している事業所は、連携先居宅介護支援事業所との共同による協力及び協力体制によることも可能です。

算定の根拠となる記録 (例)

- 介護支援専門員実務研修における科目に協力又は協力体制を確保していることが確認できる書類(公益社団法人大阪介護支援専門員協会から通知される「実習受入登録決定通知書」など)

11. 他法人と共同で事例検討会、研修会等の実施

他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

同一法人内に留まらず、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施する必要があります。

主なポイント

- 特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければなりません。
- 事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定してください。
- 特定事業所加算（A）を算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能です。

算定の根拠となる記録（例）

- 本年度の事例検討会、研修会等の計画
- 事例検討会、研修会等の実績記録

1 2. 包括的に日常生活を支援する居宅サービス計画の作成

必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

主なポイント

- 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいいます。

算定の根拠となる記録（例）

- 居宅サービス計画

1 3. 基準の遵守状況に関する所定の記録の作成

本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2年間保存すること。

主なポイント

- 毎月末までに、「居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録（保存用）」を作成してください。
- 市から求めがあった場合は、提出する必要があります。

算定の根拠となる記録（例）

- 居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録